

第1回瀬戸内市総合計画審議会 次第

日時 令和2年11月30日（月）

午前10時30分～

場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

1. 開 会
2. あ い さ つ
3. 委 嘱 状 交 付
4. 委 員 自 己 紹 介
5. 会 長 ・ 副 会 長 選 任
6. 諮 問
7. 協 議
 - (1) 第3次瀬戸内市総合計画策定方針について
 - (2) その他
8. 閉 会

瀬戸内市総合計画審議会委員名簿

令和2年 11 月 30 日委嘱

所属団体・役職等	氏名
岡山市農業協同組合瀬戸内営農センター センター長	阿部 浩一
瀬戸内市商工会 理事 兼 女性部部长	岡部 峯子
長船夏祭り実行委員会 会長	坂本 眞位果
邑久医師会 会長	竹内 宣昭
瀬戸内市社会福祉協議会 事務局長	谷本 憲子
岡山大学大学院社会文化科学研究科及び経済学部 特任教授	中村 良平
公益財団法人みんなでつくる財団おかやま 理事	藤井 裕也
瀬戸内市人権擁護委員	藤本 めぐみ
長船歴史研究会 代表	安木 義忠
うみもりプロジェクト～海も森もきれいにしよう～ 代表	山崎 佳沙
瀬戸内市教育委員会 教育委員	山本 正

瀬戸内市総合計画審議会条例

平成17年3月29日

条例第8号

改正 平成18年12月25日条例第72号

平成22年3月25日条例第1号

平成24年3月23日条例第21—2号

平成26年3月20日条例第2号

平成26年6月26日条例第22号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、瀬戸内市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所管事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、瀬戸内市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長の諮問に係る審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又

は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部企画振興課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会は、市長が招集する。

附 則(平成18年12月25日条例第72号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第21—2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第2号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月26日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市総合計画審議会進行スケジュール案

会 議 名	開 催 日	内 容
第 1 回総合計画審議会	11 月 30 日 (月) 10:30~11:30	■会長・副会長選任 ■諮問 ■第 3 次総合計画策定方針について ■今後のスケジュール調整
第 2 回総合計画審議会	1 月中旬	■第 3 次総合計画素案協議 『基本構想』について
第 3 回総合計画審議会	2 月中旬	■第 3 次総合計画素案協議 『基本計画』について
第 4 回総合計画審議会	3 月中旬	■答申案協議 ■答申

第3次瀬戸内市総合計画策定方針（案）

1 第3次瀬戸内市総合計画策定の趣旨

現在の「第2次瀬戸内市総合計画後期基本計画」（以下「現行計画」という。）は、平成28年3月に策定され、令和2年度までの基本構想と後期基本計画で構成されており、基本構想に掲げる将来像「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」の実現を目指し、各施策を推進してきたところである。

現行計画の計画期間が今年度までであることから、令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする基本構想と、令和7年度を目標とする前期基本計画を策定する。

策定に当たっては、本市を取り巻く社会・経済・環境の変化に的確に対応したまちづくりの方向性を明らかにするとともに、持続可能で自立したまちづくりを目指した計画とする。

2 総合計画の基本的な考え方

市政において最上位に位置づけられる総合的な計画であり、現行計画の性格を維持しつつ、長期的な社会の変化を受け止め、市の将来像を達成するための計画とする。

<盛り込むべき新たな視点>

- ◇ 人口減少時代の成熟型まちづくり
- ◇ 感染症対策と新しい生活様式（ニューノーマル）
- ◇ 地域の強靱化（レジリエンス）の向上
- ◇ 地方創生SDGsの推進による持続可能なまちづくり
- ◇ 地球環境問題の深刻化
- ◇ デジタル技術の活用による変革（デジタルトランスフォーメーションの推進）等

3 総合計画の構成

（1）総合計画の全体構成

瀬戸内市総合計画は、基本構想、基本計画の2層で構成する。

現行計画からの変更点

ローリング作業の事務軽減のため、基本計画において定めた各施策を効果的に実施するために財源を伴う具体的な事務事業を明示した実施計画を廃止し、中期財政計画における「事務事業計画シート」をそれに代わるものとして、毎年手直し（ローリング方式）を行う。KPIの進捗状況も併せて確認する。

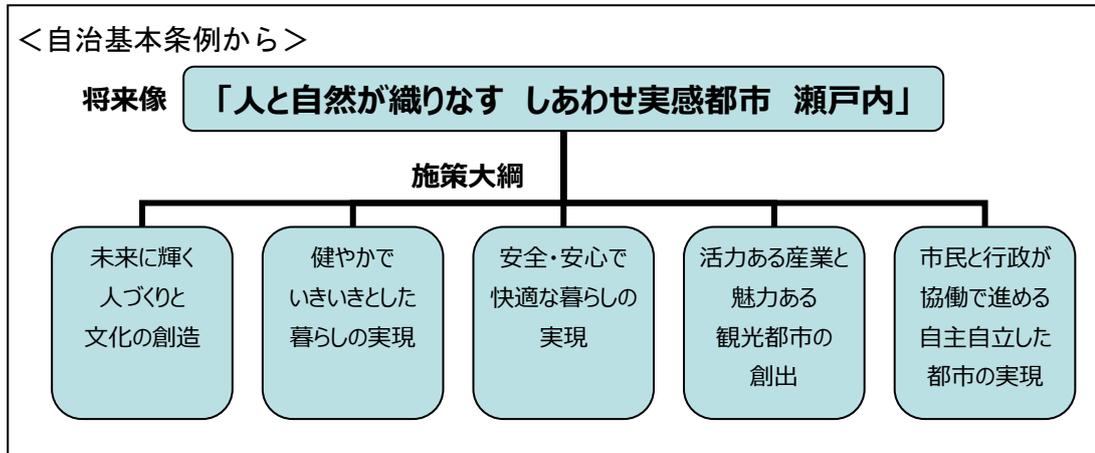
（2）総合計画の期間

- ① 基本構想 令和3年度から令和12年度まで（10年間）
- ② 基本計画 令和3年度から令和7年度まで（5年間）

4 策定方針

(1) 将来像

将来像は自治基本条例に掲げる「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」を踏襲するものとする。



(2) 基本構想

基本構想は、原則として現行計画を踏襲するものとする。ただし、第3次総合計画の策定に際し、基本構想に影響が及ぶ場合は、基本構想を修正する。

＜基本構想（25）＞

基本構想（30年後のまちの姿）	市民の区分
安心して子どもを出産し、育てることができるまち	乳幼児（0歳～5歳）とその家庭
子どもたちが夢を持ち続けられるまち	小学生・中学生・高校生（6歳～18歳）とその家庭
住んでいることを誇れるまち	青年期・壮年期（19歳～44歳）
子どもと一緒にこのまちに住んでよかったと思えるまち	中年期（45歳～64歳）
元気に暮らせるまち	高齢者（65歳～）
だれもがいきいきと明るく暮らせるまち	人権を尊重する市民
互いに学びあい、教えあい、人がつながるまち	学ぶ市民
暮らしやすい国際性の豊かなまち	外国人
元気でいきいきと暮らせるまち	健康で自立した生活を願う市民
いつでも安全に安心して医療サービスが受けられるまち	医療を受ける市民と医療従事者
毎日明るく、明日へ希望が持てるまち	障がい者
生活困窮者が自立できるまち	経済的に困窮する市民
愛着が持てる・誇れるまち	瀬戸内市に生活（通勤・通学を含む）する人
安全・安心で豊かに楽しく暮らせる住みよいまち	人口が著しく減少している地区で生活する市民
地域みんなで防犯に力を入れるまち	犯罪のない安全な生活を願う市民
防災体制が整った、災害に強いまち	災害に対応する市民
かっこいい消費者が多いまち	消費者としての市民
交通弱者を守ることができるまち	交通弱者
農水産業で生活できるまち	農水産業従事者
意欲的に事業に取り組めるまち	商工業従事者
企業が進出しやすい条件が整ったまち	市内外企業
にぎわいと活気のある観光のまち	観光客・観光産業従事者
自らの力で地域を改善していけるまち	地縁団体・NPO等各種団体
納税に対する意識が高いまち	納税義務者
すばらしい自然や景観、伝統、歴史・文化が引き継がれたまち	将来の市民

(3) 基本計画

第3次総合計画前期基本計画は、基本構想に示されている基本施策を受け、主要課題の解決を図るため、令和3年度から令和7年度までに実施予定の基本的な施策を体系的に示す計画とし、基本方針は原則として現行計画を踏襲するものとする。策定に当たっては、次の視点による。

- ① 現行計画の進捗状況等の把握及び分析を行い、諸状況の変化及び新たな政策課題等の分析を踏まえて策定するものとする。
- ② 行政評価及び財政運営適正化計画との関連を踏まえて策定するものとする。

新たな視点

- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響及び関連を踏まえて策定するものとする。
(特に指標についてはコロナ前の水準と比較検討して設定する。)

<基本方針(40)>

基本方針	
みんなの思いやりがあふれる人権尊重のまち	河川・海岸・港湾が整備された安心なまち
子どもが楽しく学び成長を実感できるまち	自由に行き来できるまち
子どもの成長をみんなで見守るまち	便利な情報ネットワークがあるまち
互いに学びあい、教えあい、人がつながるまち	安全で良質な水が飲めるまち
スポーツを通じ健やかに暮らせるまち	きれいな水を未来へ渡すまち
国際社会にはばたく人を育むまち	環境に配慮した美しいまち
歴史や文化を大切にすまち	人と地球にやさしいまち
健やかに暮らせるまち	防災意識の高いまち
質の高い医療が受けられるまち	交通事故ゼロをめざすまち
安心して笑顔で子育てできるまち	地域みんなで防犯に力を入れるまち
働きながらでも安心して子育てできるまち	消費者を守り育てるまち
高齢者が元気なまち	農林業にやりがいを見出すまち
いくつになっても安心して暮らせるまち	水産業に活力が生まれるまち
高齢者を地域ぐるみで支えあうまち	商業・サービス業の経営の安定化に取り組むまち
障がい者がいきいきと暮らせるまち	工業が進出しやすく経営が安定するまち
生活困窮者が自立できるまち	雇用・労働環境が整ったまち
活力を生み調和のとれた土地利用を進めるまち	にぎわいと活気のある観光のまち
光輝く自然・まちなみが残るまち	透明で開かれた市役所があるまち
住んでみたい・住み続けたいと思える住宅があるまち	市民ニーズにこたえる市役所があるまち
便利で快適な道路が通ったまち	みんなが知恵を出しあい助けあうまち

5 策定体制

(1) 庁内推進体制

① 総合計画策定委員会の開催

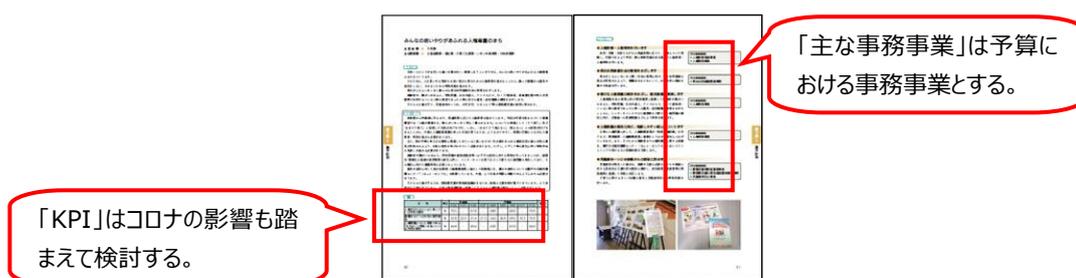
委員長に副市長、副委員長に教育長、及び委員に総務部長、財政部長、総合政策部長、市民部長、環境部長、福祉部長、こども・健康部長、産業建設部長、文化観光部長、消防長、病院事業部長、上下水道部並びに教育次長で構成する総合計画策定委員会を開催し、計画策定に係る基本的事項及び各部との連絡調整等を行うとともに、素案を決定する。

② 素案の策定

各課室に対し、基本計画素案の作成を依頼する。「基本方針」、「現状と課題」、「今後の取組」は、本市を取り巻く社会・経済・環境の変化に基づく観点から、長期的な社会の変化を勘案して作成する。「指標」については、原則とし現行計画を踏襲するものとするが、第3次総合計画の策定に際し、必要に応じて修正・追加を行う。

現行計画からの変更点

「主な事務事業」は、予算における事務事業名に統一し、必要に応じて事務内容を追記する。



③ 事務局

事務局は、総合政策部企画振興課とする。

(2) 瀬戸内市総合計画審議会の設置

瀬戸内市総合計画審議会条例に基づき、審議会を設置する。審議会は、市長の諮問に応じ、第3次総合計画に関する事項について調査、審議する。

(3) 情報公開

瀬戸内市パブリックコメント実施要綱に基づき、計画策定の過程において、第3次総合計画案を、市ホームページなどを通じて公表し、市民の市政への参画と意見等の公募を行い、第3次総合計画案に反映させる。

(4) 市議会

瀬戸内市自治基本条例第10条の規定により、議会の議決を経て、基本構想及び基本計画を定める必要がある。

6 スケジュール

第3次総合計画を以下のスケジュールで策定する。新型コロナウイルス感染症の拡大・影響を踏まえて検討する必要があったことから、策定の着手を遅らせざるを得なかったため、令和3年度中を予定している。

<策定スケジュール（予定）>

- 令和2年 11月 総合計画審議会へ総合計画策定について諮問
 - 11月～ 素案作成作業
 - 令和3年1～3月 総合計画審議会にて基本構想・基本計画について審議・答申
 - 6月 市長のマニフェスト追加等の修正
 - 6～7月 パブリックコメントの実施
- ※議会の議決を経て、第3次総合計画公表

7 その他（重要事項等）

- ① 第3次総合計画は、策定中の「瀬戸内市国土強靱化地域計画」や「第2期瀬戸内市太陽のまち創生総合戦略」等の整合を図りながら策定する。
- ② 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、幅広い市民の参画を図るタウンミーティングやワークショップは実施しない。瀬戸内市市民まちづくり意識調査の結果や、新規採用職員ワークショップの意見等を参考に策定することとする。
- ③ 現行計画の検証結果と、新型コロナウイルス感染症による影響等を十分に勘案し策定する。
- ④ SDGsにおける指標をローカライズし、第3次総合計画に織り込むものとする。
- ⑤ 令和12年（2030年）の目標人口については、瀬戸内市人口ビジョン（令和2年3月改訂）で掲げている将来の目標人口33,000人を設定する。
- ⑥ 土地利用の基本方針については、現行計画を踏襲するものとする。

